
令和8年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第3日)

令和8年6月17日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第3号)

令和8年6月17日 午前10時03分開議

- 日程第1 報告第2号 令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第2 報告第3号 令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第3 報告第4号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第44号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第5 報告第45号 球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 報告第46号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 報告第47号 令和8年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 報告第48号 令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第9 報告第49号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第2 報告第3号 令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第3 報告第4号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第44号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第5 報告第45号 球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 報告第46号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 報告第47号 令和8年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 報告第48号 令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第9 報告第49号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議員派遣について

日程第11 閉会中の継続調査について

出席議員（8名）

1 番 槻木 啓介君	2 番 永椎樹一郎君
3 番 西林 尚賜君	4 番 東 純一君
5 番 高澤 康成君	6 番 嶽本 孝司君
7 番 舟戸 治生君	8 番 田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 松本 憲吾	書記 天野 恭平
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	大岩 禎一君	教育長	大瀬 克彦君
政策審議監	門垣 文輝君	総務課長	友尻 陽介君
復興推進課長	蔵谷 健君	税務住民課長	大岩 正明君
保健福祉課長	淋 真也君	産業振興課長	淋 辰生君
農業委員会事務局長	山口 智幸君	建設課長	毎床 公司君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課長	毎床 貴哉君

午前10時03分開議

○議長（田代 利一君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 報告第2号 令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（田代 利一君） それでは、日程第1、報告第2号令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

質疑はございませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 確認といいますか、ちょっと教えていただきたい。

暮らしの応援商品券、３，２９６万１千円を、多分３月の補正予算でこれを可決をして、今まさに各家庭に商品券が配付をされております。以前もご質問いたしました。村長、村民の声としてなかなかうちでは、車を運転される方はガソリンとかコンビニに近くに行かれる方ということがあるんですけども、年配者の方がなかなか使うところがないということで、できれば人吉あるいは神瀬は芦北にもつながっておりますので、ぜひそういうところで使えないかということで、以前村長のご就任の前に、去年のことですので、しましたら、村の活性化の意味もあるし、商工会等とのご関係もあるということでございましたが、ぜひやっぱり村民の声がどうしてもそういうのを、うち、よそでしてないならば私も何も言わないんですけども、錦町であるとか山江村であるとかやっぱりそういうところで実際人吉辺りでもお使いになるような商品券といいますか、されておりますので、今回は無理にしてもぜひ将来的にそういうお考えがあるのか、すみませんが関連でご質問させていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 私も球磨村の神瀬におりまして、不便さを感じております。もう議員ご指摘のとおりだと思います。山江、錦、人吉でも使えるというようなことになっております。そうならいいなという思いもございます。

ただ、あとはもう商工会、地産地消、こことのバランスでどこまでいくかということで、今私が今年も考えていることは、職員さんとの間でのまだ話ですけども、今回直売所を物産館に先行して設けますけど、ああいうところでこの今回今配付したばかりのものが使えないかというようなこともお話をしております。「かわせみ」もいろいろと食事でも何でもできるようになりました。そういったところでも使えないかというようなことも、なるべく村内で使っていただきたいという気持ちがございます。

また、物産館等ができれば、そういった中で日用品等の取扱い、今回の直売所でも日用品等の基本的なものの取扱いはどうだろうかというような、この商品券に絡めまして、そういう意見も職員さんの中からは出ております。

この商品券の取扱いについては、できる限り生活者の不便を感じさせないような使い方に今後、今言われました他の町村で使うかどうか、それも含めてですけど、関係者と相談しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討と言われれば、もうちょっと検討したが駄目だったということでございますので、ぜひ村民の声でございますので、前

向きにご検討。

議員の中でも先ほど話をしたんですけども、何が一番欲しいのかなと言ったら、刺身であるとか野菜であるとかそういうのがやっぱりあるんだろうと思います。うちが名前を出して、個人名を出していけばならんですけども、一番やっぱり近い所に人吉にすぐ下原田にスーパーマーケットがございますので、やっぱりあそこと締結をしながら、そしてそこを使わせていただくなればその会社の社長さんに、ぜひそこも。ですので、ぜひふるさと応援寄付金をどうぞと言えばワイン・ウインの関係になるんじゃないかなろうかというのを先ほどちょっとお話をさせていただきましたので、ぜひそういうのも含めて前向きにご検討いただければと思います。すみません。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今のふるさと寄付金の話、本当にいい考えだと思います。そういったことも念頭に入れながら検討してまいります。

○議長（田代 利一君） 嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 確認ですけど、今の暮らしの商品券ですが、移動販売車にも使えるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） やはり今先ほどご質問があったように、なかなか人吉に買物に行くというのも難しい方もたくさんおられますので、今2社移動販売が回っておられますけども、そちらのほうにもお願いをして買物ができるような仕組みづくりはしておるところでございますので、ぜひなかなか買物に行けない方につきましては、回ってこられた時に買ってその商品券でお支払いいただければと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 今までなかったんですよ、たしか移動販売車、あったんですかね。新たに。よろしく願いしておきます。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。ちょっと関連で質問してよろしいでしょうか。毎年、繰越明許費辺りに避難路、塚ノ丸団地の造成も含めまして載っておりますが、今回はこの看板の設置というところで載っておりますけども、今現在運動公園、桜峯塚ノ丸線ですかね。先月末に検査を終えたということで、県の代行工事でやっていただいておりますけども、いまだに完成はしておりますけども通行止めということになっておりますけども、ここら辺の今後開通の予定。梅雨が、雨が降りますのでその辺を見越してということもあろうかと思いますが、検査を終えておりますのでその辺の予定をお聞かせいただければと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 避難路につきましては完成をしております、大変ご迷惑をおかけしているところでございますけども、県の代行でございましたので県から村のほうに引渡しという形になろうかと思えます。今書類の引渡しを今月中旬ということでお伺いしておりますので、県のほうからはその引渡しが済めば、供用開始ということも可能ということでしたので、それを待って供用開始とさせていただきたいと思っております。

また、式典等も今後ありますので、そういうところも含めて、皆様にはお知らせしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 道路はできておりますので、急ぎ開通をさせていただきたいと思えますし、今課長がおっしゃられたように式典という、県の代行工事として一つの区切りができたんだろうと思えますけども、話を聞く範囲では他の代行工事が終わった時点で併せて考えてらっしゃるということですけども、避難路、塚ノ丸団地と立派なものがこう出来上がっておりますので、その際はしっかりとこうそういったものを催していただければと思えますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これで報告第2号についての報告は終わります。

日程第2. 報告第3号 令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第2、報告第3号令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 先ほどの、明許繰越しでもよかったと思えますけども、建設課長に農林水産、このいつも令和2年の農業用施設の災害復旧工事、これずっと上がってくるんです。事故繰越ですのでこれが5年もうするかな。令和2年ですので令和7年の分のあれですので、これは先ほどの明許繰越しにもございましたが、もう課長、率直に言ってこの工期だけの問題なのか。この説明書にはその工期的なということで書いてございますが、その工期的な問題なのか、もう現場にその業者さんといいますか、そういう方達のこう取られんとか不落の状態なのとか、そういうのが続いているのではないかなと思っておりますが、率直なご意見をちょっとお聞かせいただければと。課長、お願いしたいと思えます。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

農地災については議員おっしゃるとおり、令和2年からの続きでずっと繰越し、事故繰り等をまだやっております。現状といたしましては、令和2年以降に発注、当初についてはもうほとんど公共土木も含めてですが、不調・不落という状況がずっと続いておりました。

徐々に解消していきまして、公共土木、河川、林道については工事のほうはほぼ現時点ではもう解消されております。農地災については、どうしてもやはり条件が悪かったりとか、あと河川際で兼用護岸になっていたり等の理由もあってか、かなり不調・不落というのが遅くまで続いておりました。

今現在は、災害復旧という事業の特性からできるだけ急いで完了させるというのを目標にしておりますので、その辺については熊本県のほうでも災害復旧については随意契約という手法を取りまして、業者のほうにやっているような状況でございます。

村のほうといたしましても、残事業調査等を受けながら一応そういったご指摘も受けておりますので、今のところは繰り越しております事業についてはあらかじめ業者さんのほうのめどはついているような状況でございます。

ただ、これがまだ着手できていなかったり等も実際のところはございますので、一応目標としては令和8年度、今年度で100%の契約と、できれば完了までを目指して今進めているところでございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） もう、課長やっぱり本当、分かるんです。現場条件が、これをしないと、河川災とか何かがあって、この現場が終わらないと先にいけないようなところであるとか、農地災であれば。そういうところがいろいろあるもんで、現場的なその条件等々も分かるんですが、随契でこうできるということであれば今年度もう全てをとといいますか、もう令和2年ですから5年間たちますよね、令和7年度です。

これがじゃあ終わっていかないとずっと事故繰越になるのか、もう査定は受けとるけれども、そこで誰も随契でもう取るのがなければそこで一旦終了になるのか、どちらでしょうか。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 農地災については、一応農地の所有者がおられますので、基本的には毎年発注というか工事が入る前等には年に1回は地権者さんへの確認を行いつつ、どうしても年数が経過した関係と高齢化も進んだり等で、廃耕とかそういったものもお話の中にはございます。

そういったものもお聞きしながら、廃耕になるものは廃耕という手続を取って。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 可能性もあるということですね。

○建設課長（毎床 公司君） そうですね。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 分かりました。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これで報告第３号についての報告を終わります。

日程第３．報告第４号 令和７年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第３、報告第４号令和７年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これで報告第４号についての報告を終わります。

日程第４．議案第４４号 財産の処分について（村有林の法正林化）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第４、議案第４４号財産の処分について（村有林の法正林化）を議題とします。

ご審議願います。７番、舟戸治生君。

○議員（７番 舟戸 治生君） 財産の処分といいますか、法正林化に対しては賛成をしますけれども、現在の村有林の現状といいますか、伐期また植林をされた部分とか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

村有林を管理している部分というのが、今１，２００ヘクタールほどございます。随時計画に基づいて法正林化で主伐を行いまして、あとは国の補助事業を使いまして植林して下狩り、間伐という作業を行っております。

伐期につきましては、標準伐期というのが設定はされておりますけれども、実際にはなかなか追いついていない。要するに、林齢には標準伐期齢をとうにもう超えているというものがかなり多く残っている状況になっております。どうしても面積が広いということがございますので、な

なかなか標準伐期での伐採というのは難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） ということは、法正林化をスムーズに進めていいと判断しているわけですね。ありがとうございました。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 村有林の関連でよろしゅうございますか。

○議長（田代 利一君） はい。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 私も今舟戸議員言われますとおり、法正林化に対しては賛成をいたすんですけども、以前この大切な村の財産でございます村有林、担当の方々が変わっていかれますとなかなかこの地図あるいは全部データの中にどこどこって打ち込めば航空写真の中で出てくるんですが、やはり現場に行ってみるとここがうちの村有林なんだというようなやっぱり職人さんが、産業振興課にはいらっしゃるんですけど、何か今は違うお仕事をされているような感じが。

以前お願いをしました端地について、看板でここが何ヘクタールで、どういう樹種がこれが何ヘクタールというようなところの看板というのは作成はされておりますかね、どうですかね。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えします。

看板の設置につきましては、令和6年度だったかと思っておりますけれども、6年度からその当時に施業を行っているところをまずは中心に看板を設置させていただいております。年間4か所ほどだったかと思っておりますけれども。

ですので、6年、7年ということで2か年させていただいております。ただ、今施業が行われてこの年に木を植えました、樹種はこういうもので行ってっておりますので、なかなか全体にということでいきますとまだ追いついていないという状況になっております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） しているところはあるということでございますので安心しましたけども、やはり村の本当に貴重な財源でございます。村有林して、今までの先輩方が本当に汗水たらして、汗を流しながらこの村有林立てていただきました先輩のこの、するために今水資源活用基金に上げて水道事業の給水施設であったり水道事業にしているというような意味合いもございますので、ぜひやっぱり職員の皆さん方でこの村有林はこの箇所等々が一目分かるように、やっぱり今後も看板等の設置をやっぱり検討していただいて、予算がなければなりませんので、

そういうのを考えながら業務を行っていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 4 番、東純一君。

○議員（4 番 東 純一君） 今永椎議員が言っていただきましたので、私もそれを言おうかなと思っていたんですけども、とにかく場所とか看板とかそういう部分をしていただきたい。職員さんにおいても、今後職員さんも変わっていかれるんだろうと思いますので、どうぞその付近のところの引継ぎであったり、ずっと申し送りだったりそういうところをしっかりと徹底して職員の方々には行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これは、お願いです。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 4 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 4 5 号 球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 5、議案第 4 5 号球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 4 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 4 6 号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第6、議案第46号球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 確認です。趣旨は分かりますよ。この条例の趣旨はやはり今世間とのこういう希薄化の中でなかなか入居をされる時に、そういう手続上でどうしてもそういう方がいらっしゃらないのでそういうのも認めていくことで趣旨は分かるんですが、これは全国的、うちばかりの条例じゃなくて、この時期にどこもやっぱりこういう、この国のといいますか、なっておるのかどうか確認ですが、総務課長。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） この条例の改正につきましては、今出ている情報では球磨郡は多良木と人吉市が同じような家賃債務保証会社にお問い合わせができるような条例にしていると伺っております。あと、県内でもそういったところもあるようですけれども、あえて表に出していないというか、ところもあるようで、そんなに例は多くないと伺っているところです。

もともとの国土交通省が出している標準条例については保証人をなくしていくというような制度設計になっているようですけれども、球磨村といたしましては保証人または保証人が無理な時は家賃債務保証会社にお問い合わせをしていただくということで今回改正をしているところでございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。そういうのをするのは、担保ですから、お金を借りるのにやっぱり連帯保証人もいないというわけで、借りる人からすれば借りられる、そういう債務保証会社のほうで。ただ、どうなのでしょう。またこれが条例がなってからどういう状況になるかまだ分からないんだろうと思います。やっぱりほかのところも様子見といいますか、そういう事案がやっぱり発生した時に条例改正をされる部分もあるんだろうとは思いますが、うちが今先立ってとありますか、うちもこれから村営住宅を作りますので、そういうところで早急に条例の制度が必要だったんだろうなと思いますけど。

何を言わんとするかというと、この債務保証人にかからないような、家賃の滞納が出てこないような、それを目指していくのが行政だろうと思いますので、これに関しては賛成いたしますけれども、中身についてはまたいろいろとお知らせいただければなと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（田代 利一君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 確認です。内容は理解をいたしております。仮に家賃保証会社、月々何百円かの使用料が支払わなければいけないというように思いますが、入所者と借入れ世帯

と保証会社の中でその毎月の保証掛金、これが滞納になった場合にこの保証会社との締結解消になる可能性が出てくると思うんですね。

そういう確認は、村ができるんですか。言わば、蓋を開けてみたらもう保証会社とは契約が打ち切りになっていたという状況が発生するかもしれないです。その確認というのは、どういう形でされるんですか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 家賃保証会社につきましては、一応村と協定を結びたいと考えておりますので、そういった確認はできていこうと考えているところです。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 一つの入居できる村との契約の中で、保証会社、どちらか連帯保証人も含め、言わば今現在９月の実績報告、これ家賃滞納リストというのが出ます。今現在も少なからずおられると思いますが、その方々においてはこういう新たな契約のし直しであったりとか。あくまでも新規の契約であって、今現在滞納リストに載っておられる方の更新とかそういう部分は多分条例の中にはなかったと思います。ありますか。

要は滞納額が、回収に努めながらも、もちろん入居していただくというのはありがたいことではありますが、滞納が増えると何も意味がないわけで、そこら辺の手続というか、そういうものはどのように考えておられるのか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 条例におきましては、家賃滞納が何か月以上あると退去をお願いするということもあったと思います。しかしながら、運用上なかなかはい出てくださいと言うこともできず、その辺は催促をしてなるべく納めていただくようにはお願いしているところです。

それでも駄目なときには、連帯保証人にもお願いして徴収ができるように努めているところがございます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 村の村営住宅が今から増えていくと、今の桜峯団地、あそこ今空室が多分６室くらいあると思います。３室くらいかな。多分満室にはなってない。あれ中長期財政ビジョンでは、１０年間言わば家賃補助の国からの補助を受けて、最低家賃の中で今入られて、あれ１０年間満室であって収支のバランスが取れるという中長期財政ビジョンになっていたかと思います。

今の段階でも、恐らくもう空室が出ている段階でその財政的なビジョンというのは崩れていると思うんですけど、仮にあそこで新規に入る方、今はそもそも災害に遭われた方々の入居というのが大前提であったにもかかわらず、そうではない方々も多分入られている。家賃の差は多分あ

ると思うんですけど、そういう方々においての家賃の保証というのも該当していくということで大丈夫ですか。

今は、管理は村がしているけど、補助金もらっていますよね、国から。半分は多分国からお金が出ていると思います。そういう家賃の滞納があった場合に、要はその分の部屋の滞納されている方々の分も家賃補助は出るのか。延滞したにもかかわらず、国からの補助金が出るのかどうか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） エスペランサにつきましては、現在2戸空きがあったと思います。そこについては、随時募集をかけて入居していただくように努めていくようにしております。

災害公営住宅も災害から何年かたてば普通の公営住宅になるということだったと記憶していますので、その国からの補助金につきましても入室数に応じて頂けるように設定していると思います。

○議員（5番 高澤 康成君） そこに関しても、これを該当するという。

○総務課長（友尻 陽介君） はい。もちろん該当していくことになります。

○議長（田代 利一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第47号 令和8年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 日程第7、議案第47号令和8年度球磨村一般会計補正予算についてを議題とします。

ご審議願います。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 予算書10ページで確認をさせていただきたいと思います。

移住環境を整備するということで、渡・一勝地に定住促進の団地を造られるということで、こちらは望んでおられる方がたくさんいらっしゃいますので本当に事業を進めていただきたいんですけども、その下のこの渡グラウンドのほうにある仮設住宅、5列目以降。56戸を県から譲渡していただいて簡易改修を行うということになっております。9,117万円という金額が計上してありますけども、この簡易改修を行う仮設の団地、ここに今現在住んでおられる方がいらっ

しゃるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 図面、もしあったら見ていただければと思いますけども、19号棟のところに千寿園の外国人労働者の方に入っているということになっております。ですので、ここも改修対象になりますので、改修するときはその少し前に移動していただくというようなやり方でやっていくということで考えております。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 恐らく住んでらっしゃったんだろうなというところで確認をさせていただきましたけども、移動されるということですけども、これ同時に、徐々に改修をしていく中で、隣なのか近辺に仮に住まいをされるといったところになるんだろうと思いますけども、そこに住んでいらっしゃるということは生活必需品、いろんなものがあるかと思いますが、そういった部分の費用の負担等、そういうのはどういうふうに考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） そこは、まだ現在では考えておりませんが、ちょっと話を、これは千寿園さんのほうで借受けをしていただいていますので、そちらの法人のほうと話をさせていただきたいと考えております。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） その辺の計画はまだ立っていないということですけども、しっかりとその辺も法人あたりとお話をされるということですので、住まわれている方に負担ができるだけかからないように配慮をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） 7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番です。

10ページの委託料、定住促進団地工事設計業務委託料。この設計を委託されるわけでありまして、その1戸建てなのか、またその大きさについて伺いたと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 今回計上をした委託料につきましては、渡と一勝地それぞれモデル住宅ということで設計をお願いする予定で、1戸建てで計画したいと考えております。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 1戸建てというのは分かったんですけども、大きさ、坪数どの

くらいを考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 1棟当たり25坪を計画する予定です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 25坪、本当に恵まれた環境ができ上がるのではなかろうかなと思っておりますけれども、本当に防音対策といいますか、そういったことも考慮していただければなと思っているところです。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。

7ページでご質問をしたいと思います。今回も基金から繰入れをして、それを予算に充当してございますけれども、会計課長ですかね、基金の担当というか基金管理。ここに3つございますね。村有施設整備基金、ふるさと応援基金繰入金、それと災害復興基金、現在のといいますか、令和7、途中で入れ替わりはしますからこれではなくて、今度令和7年末といいますか、今年の3月ぐらいでこの3つについては大体どのくらいの残高があるのかをちょっとお知らせをいただければと思います。

○議長（田代 利一君） 会計管理者、松舟祐二君。

○会計管理者（松舟 祐二君） ご質問ありがとうございます。

まず、村有施設整備基金の平成8年3月現時点での残高ということでお答えしたいと思います。村有施設整備基金の残高はおおよそ1億4,000万円です。それから、ふるさと応援基金繰入金は約……すみません、村有施設は約14億円です。それから、ふるさと応援基金は1億4,000万円です。それから、災害復興基金は1億9,000万円の3月末といいますか、令和7年度末の残高となっております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ありがとうございます。じゃあ今回補正をしても、災害復興基金はやはりこれを使って仕事といいますか、事業をしますのですんなに残高はございませんけども、ほかのはまだまだ残高的にはあるということですね。

当時、総務課長、今度中長期財政計画を作られますので、これ要望です。今ありますように、基金を今どのくらいの、何ていいますかね、分かりやすいシートで基金について。いつも小さい文字でしてありますので、もうちょっと分かりやすく、何年度末が、何年度で取崩しが、令和7年度の状況でよいと思います、まだ8年度は終わりませんので。令和7年度で取崩しをした、

そしてまた一番最後に積立てはしますよね、一番最後の補正予算で。ああいうのも含めて、基金の流れというのを中長期財政計画の中で、別シートといいますか、作っていただくようにぜひ要望したいと思いますけれども、大丈夫でございますか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 中長期財政計画を8月をめどに作成する予定ですが、基金の流れに限らず、全体的に分かりやすく作成をしたいと考えています。

○議員（2番 永椎樹一郎君） お願いします。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 予算書14ページです。

教育委員会。事務局費です。国際理解教育等の教育活動の幅広い有効性を検証する先行モデル事業という形、これは台湾派遣のことだと説明を聞いております。先日、全協の中で当初の説明の中で、これ永椎議員も質問されましたが、この調査というのが加わっている、本事業名目の中に。

調査を行うために、将来的な国際交流含め、姉妹校も含め、あるいは修学旅行先としての目的のための調査を今回すると。ということは、いろんな課題等々も出てきたりとか、メリット・デメリットも出てくるだろう。その中で、これを実現していくために、修学旅行先、日本国内で今まで沖縄県とか行ってきましたが、地域づくり、人づくり基金で半額助成をしておりました。

台湾に方向性を変えて修学旅行先した場合には、今の修学旅行の1人当たりの旅費、これ3倍くらいになります。そうなった時に、地域づくり、人づくり基金は、今もう多分2,000万円くらいになります。

今回5名程度なので、二百数十万で予算は組めると思いますが、二十数名になった場合には地域づくり、人づくり基金はあつという間になくなっていくわけですね。そういうものも含め、今回調査をして旅行先等々のということは、単年度事業でありながら、調査をしていって姉妹校の提携とかできてくれればいいんでしょうけど、修学旅行先とか等々あった時に将来的な財源の確保、保護者への理解、2分の1とした時に今9万円くらい修学旅行費が多分、その半額なので保護者負担は4万5千円、村が半額助成。これ二十数万円1人、今回25、6万円かかるので、半分にした時にも保護者手出しは十数万円になるわけですね。

そういった時に、この旅行先の調査、本当に有効に使えるのかどうかと考えると、非常に修学旅行の全額となった場合には、仮に今度は地域づくり、人づくり基金のお金が足りなくなるという流れの中で、何を目的としているのか。これは、事務局費報償費というようになってますが、以前から言う計画性がないような、振って湧いたような事業にしか分らない。そこら辺も含めて、どのように考えて今回の調査・派遣をされるのかお聞かせいただきたい。

○議長（田代 利一君） 教育長、大瀬克彦君。

○教育長（大瀬 克彦君） 失礼します。

議員ご指摘のとおり、調査の目的・趣旨につきましては、既にご説明のほうはしているところであります。ただ、今後の修学旅行先ということに関してなんですけれども、いろんな課題もあると思います。子ども達そして保護者、学校、そして議員の皆様方のご意見等いろんなものを勘案しながら、次年度以降につきましては今回の報告を受けてまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） もちろん全協でもありましたように、国際交流を含め、今後の将来的な働き方も含め、子ども達の。グローバル化も含め。全然すばらしいことだろうというふうに理解はしています。しかしながら、何を結果として求めていくのかというのが不透明なような気がします。

今回この事業をして成果報告会も開くというふうになっておりますが、子ども達も含め、先生方あるいは村も含めて派遣をするわけですので、子ども達だけの成果報告会じゃなくて、村としてどういうふうにこの台湾の調査派遣によって村にどういう効果をもたらすのかというのをやっぱり検証しなければいけないと思っております。子ども達だけの成果報告会では駄目だと私は思っておりますので、ぜひそこも含め、しっかりと事業をやっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（７番 舟戸 治生君） １３ページの山村振興対策費９，５５７万４千円を計上してあるわけですが、この予算は直売所の予算だろうと思えます。土地の借上料も４０万円、コンテナのリース料も５５１万円上げてあるわけですが、この４０万円決定をされたと思うんですけれども、果たしてもう借りて決定をしているのか、またコンテナのこの金額も一般質問で言いましたけれども、ああいった７連のプレハブ等を利用すれば工事費だけで済むのかなと思ったりもしますので、そういったところの考えを伺いたいと思えます。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） まず、備品の４０万円につきましては、まだ具体的にこれを買いますということで決まっているところでございませんが、想定されるところではやはり肉等も後では扱わなければなりませんので、そういう冷蔵庫、これは業務用の冷蔵庫となりますので大体今調べたところ月２万円ぐらいのリース料がかかるだろうというところでお聞きしておりますので、それを２台準備したいと考えています。

また、ここはこれからの組織の作り方でありますけれども、どうやってお金のやり取りをするのかということと、品物の管理をするかということでございますけれども、今案として出ているのがタブレットの中でそのバーコードを読み込んでそれで管理をしていくというのが1つあるかということで、タブレットの使用料ということで計上させていただいているところです。

また、プレハブにつきましては、昨日も一般質問のほうで渡の運動公園の7連コンテナを使えないかということもございました。今回は新規で上げさせていただいているところでございますけれども、新規でするときにその移設ももちろん考えたときにどれくらいかかるかということで、業者の方からするとやはりそれを1回撤去してまたそこに持って行って作り直すということもありますので、さほど変わらないということではお聞きしております。

ただ、今の上の7連コンテナがどういうふうな使い方を今後されるかということもございしますので、ちょっと新規なのかそれを利用するのかということについてはこれからまた再協議をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 考えは分かるわけではありますけれども、この借り上げ料40万円を計上してあるわけですが、本当に貸していただけるのか。そこがちょっと気になるわけですので、そのところ教えていただけますか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） すみません、40万円は土地の借り上げ料でございましたけれども、ここはこの前ご説明をさせていただいたように、場所につきましては国道沿いにあること、水道のほうも整備されていること、駐車場も完備されていることということで、元のJAの土地を借りるようということで計画をしているところです。JAのほうにもそこをお貸しいただけるかということでご相談はしているところでございますので、もし借りるということであれば大丈夫ということで了解を頂いているところです。

そのときに、どれくらいかかるかということで、5万円以内ということでそれより安くなるだろうということでお話は聞いているところですが、まだ正式にJAさんと使用料につきましては向こうのほうまだ決定しておられませんので、5万円なのか3万円なのか、そういうところで協議をしていくということで、5万円以内ということでお聞きしていますので、5万円のところで8か月分の40万円を組ませていただいているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 本当に条件はすばらしいところだろうと思います。またあの建物

もあって、国の集会所にもなっているということで、本当に農協さんがいい援助をしていただければそれが最高なんですけれども、そういった不安も抱えながらの出発になるわけです。

9,000万円以上の予算を投じて、いろいろ私も素人ですんで、費用対効果とかいろいろ考えれば不安で仕方ないわけでありますけれども、村長、村長の立場でどう考えておられるか。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） ご質問にお答えします。

場所の検討につきましては、3月の末から一番最初にどこがいいかということで条件の整ったところを探してきました。JAにもう3月の時点でご相談申し上げて、当時は4万5千円ぐらいでよかろうということで了解いただいた中で計画を組み立ててまいりました。

そういった中で、今回必要な経費、直売所の設置におきましても県の予算を活用するということもう目いっぱいのところの予算を、補助申請を振興局の採択ということで一応出しましたけれども、これについても満額要望した分の予算をつけていただきました。

当初の設置分についての費用等については、直売所設置のための看板であったりとかいろいろなもろもろの経費については補助対象である程度は見えていただけるようにはなっておると思います。精いっぱい8月のオープンに向けて準備していきたいと思っております。

○議員（7番 舟戸 治生君） ありがとうございます。

○議長（田代 利一君） 審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前10時56分休憩

午前11時04分再開

○議長（田代 利一君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 先ほどの舟戸議員の質問のところで、続きになりますけれども、再確認のような意味合いでの質問になりますけれども、全協でも村長が説明をいただきました。建物を直売所を建てていただくということは大変ありがたいということで、早急に取りかかっていただくということでありがたく思っておりますけれども、また再確認の意味で、いま一度村長のほうにご説明いただきたいと思うんですけれども、建物を建てていただくということは大変ありがたいところではありますけれども、人材の確保、やはり慣れた方が一番いいであろうと思います。

そのような人材の確保の件についてと、建物はできたが品物は並んでない、そのような状況であっては困ると思いますので、搬入する販路といいますか、生産者といいますか、そこら辺の確保、そのようなところをお考えを村長か担当課長でもどちらでもいいです。再確認の意味でご説明いただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 全協でご説明をさせていただきました。それから昨日一般質問のほうでもちょっとお答えさせていただきましたけれども、現時点では組織につきましてはまだこういうふうにやっていきますということで決まっているものではございませんけれども、現在職員と地域おこし協力隊、これまでそういう経験をされた方もおられますので、そこ今検討を進めているところでございます。

分かっていることにつきましては、村の予算の中でその歳入歳出についてはやっていかない。例えば、売るものを買ったりとかそういうものはやっていかないということで、あくまでも外部の団体等、出荷者協議会等になってくるかと思えますけれども、その組織づくりが今後必要になってくるということで今話し合いをしているところでございます。

また、出荷者につきましてはまだ決まっておりませんので、これから広報等また個別で当たっていきながら、どういうものを作付されて出せるのか、いつごろ出せるのかというところも聞き取りしながら進めていきたいと考えているところでございます。

これからいろんなことが想定されているところでございますけれども、まず出荷者協議会の中から（ ）化をする、担当して金銭を受渡しをするという方がおられれば一番理想ではございますけれども、なかなか農業をしながらそういう事務というのも難しいところもございますので、理想とはちょっと離れますけれども、地域おこし協力隊のほうが事務の中心となって、店番等についてはご協力いただきたりとか、そういうものを考えているところでございます。

また、もしこれはお金の、経済的に収入が伴えば雇用等も考えられるんじゃないかと思っているんですけれども、まだそこまでは、雇用を生み出すような収入ありませんので、まずは今おる職員、それから地域協力隊のほうで担当していただければならないのかなと思っているところです。

また、もう一つ新たに例えば農林産物の作付や指導、そういうのをを行う方を協力隊として募集する方法も一つあるのかなと思っていますけれども、まだここは確定でございませんので、これから検討を進めていきたいと考えています。

まだ課題もやっぱりたくさんございまして、まずは組織体制の構築が一番の課題だと思っています。実際動かししたときに売れ残ったものをどうするのかということと、やはり品物によってはその日に値引きをしなければならぬとかそういうところも出てきますので、まだそういう課題もありますし、手数料につきましても直売所の中では取らないほうがいいんじゃないかという意見も出ていますので、そこは生産者とこれから協議をして詰めていきたいと考えているところでございます。

また、出荷される作物等につきましても、農業経験者で出荷をされている方につきましては農

菓の履歴等もつけておられるので問題はないかなと思っているんですけども、家庭菜園でも自分の年金プラスアルファで出したいという方ももちろん中におられると思いますので、そこをどう仕分けしていくかというところも課題としてはあろうかと思っております。

ということで、今そういうところを協議しながら進めているところでございますけれども、これはもう令和11年度には道の駅物産館も供用開始をしていかなければならないということで今スケジュール的には組んでいるところでございますが、今進めても3年ぐらいしか準備期間はございませんので、やはりこれを今すべき、取りかかって少しずつそれを築き上げていく必要はあろうかと思っております。

また、6月に今回補正を上げさせていただいたのは、これから球磨村の特産品である梨、栗、米、これは秋にもう収穫されて販売が可能だと思いますので、ここを逃したらまた来年になってしまいます。それが2年、1年と遅れてきますので、やはり物産館が供用開始をするときにはそういう仕組みも作り上げて、100%ではなくてもスムーズに運用ができていくような形を今取ればということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 東純一君。

○議員（4番 東 純一君） ありがとうございます。

ハード面も大切なところではありますけれども、そういったようなもろもろの諸問題も数多くあろうかと思しますので、そこら辺も並行しながらしっかり進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続けていいですか。

○議長（田代 利一君） はい。

○議員（4番 東 純一君） すみません、続けて質問させていただきます。

教育費のほうでちょっとお伺いしたいんですけども、15ページですかね、清流学園の一体型建設の地質調査だったですかね、ボーリング調査の話が全協のほうでもありましたよね。何か所かちょっと私もあれなんですけれども、テニスコートのほうもボーリング調査の場所の一つには挙げてあったかなと思っているんですけども、私もテニスをやっているところもあるんですけども、もしボーリング調査とかあれば部活とかテニス愛好者の方もおられるんですよ。その間辺りのテニスコートについてはどのように考えて練習するところ、子ども、生徒さん達だったり一般の方だったり。そのようなところは、どのように考えておられますか。何か場所を別のところに造ってやっ行ってとか、そこら辺のところをちょっと教えていただきたい。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 確かに現在予算の計上しているところ、予定とすればテニスコート

のほうも1か所ボーリング調査を行うというようなところで予算が通れば実施をするというようなところがございます。

ボーリング調査につきましては、期間としまして一般的には2週間から約1か月というふうにちょっと業者から聞いているところではございますけども、その間の代替えとすれば、今のところは関係機関、学校とか何かともちょっと協議をしてからまたどういうふうにするかというのは決めていきたいというふうには考えているところです。

まだ具体的な代替えというところは今のところないところではございますけども、ただこのボーリング調査につきましてはできるだけ、予算をお認めいただければ直ちに入札を開いて、夏休みの期間に、学校等の授業とか支障がない時期にというふうには考えているようなところではございますので、そういったところも含めて今後関係者と協議をして進めていければというふうに考えているところです。

○議長（田代 利一君） 東純一君。

○議員（4番 東 純一君） やはり部活一生懸命やっておられる方もおられますので、学校のほうと関係者のほうともしっかり話をさせていただいて対応をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） 確認とお尋ねいたします。

ふるさと納税、梨を球磨村梨として生産者が出荷でき、生産者にとって新たな販路ができると思います。昨日の話でも、来週早々には説明会を開かれるということを知っておりますけども、村長自ら出席されて説明をされる予定ですか。予算書の10ページのふるさと納税です。申し訳ありません。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 私は、出席する予定はなってございません。また、昼間の開催というふうに聞いております。そして、また私の業務とも重なっておりますので、私はしておりません。

一応主体としては復興推進課とふるさと創出、直売所の説明と合わせてふるさと納税の説明と生産者に対する説明というふうに私は報告を受けております。私は、入って説明をするというようなことはございません。

○議長（田代 利一君） 槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） また今後新たに球磨村梨としてPRもできると思います。今後、生産者またはこれから農業にとっても大きなチャンスになると思っております。今後球磨村のふるさと納税返礼品によって魅力を発信し、地域活性化につなげればと思っておりますので、私も地元でありますので賛同して応援をしていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願い

します。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 予算書12ページの予防費、全協でご説明は頂きましたけども、予防接種費用の負担軽減といったところで、今回定期接種と任意接種といったところで1割負担ということで本当にすばらしい支援をしていただくんだなというふうに思っておりますけども、今回この任意接種に関しましてインフルエンザと帯状疱疹といったところを設定をされておりますけども、B種設定には新型コロナだとかほかの接種もございますけども、この辺の接種を設定をされた経緯、帯状疱疹辺りも後の資料に書いてありますように、厚労省辺りの推奨があるといったところでございますけども、全部できれば一番いいんでしょうけど、財源に限りがございますので、この辺を設定をされたんだと思いますけども、新型コロナ辺りはまだ必要なのかなというふうに感じてるところで、今現在新型コロナも含めて接種状況というか、その辺も分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、淋真也君。

○保健福祉課長（淋 真也君） お答えします。

今回任意接種のほうで、帯状疱疹ワクチンと子どもさんのインフルエンザワクチンを設定させていただきましたけれども、帯状疱疹に関してはもちろん重症化予防という形で50歳からが推奨されているということで、こちらのほうはそういった経緯でしておりますけれども、子どもに関しては、こちらのほうは今まで任意接種ということでうちのほうに全くデータがございませんので、どれくらいの方が必要として、どれくらいの方が打っているかというのも分かりませんので、今回インフルエンザ取りあえず先行でやりまして、それを収集する目的というのも一つございます。

なので、今後コロナワクチンに関しても必要であれば拡大する方向に検討もするべきなのかなと思いますけど、取りあえずは今のところインフルエンザだけということで設定させていただいております。

また、今言ったようにデータがございませんけれども、定期接種に関してはデータがございますので、コロナワクチンに関しては高齢者の接種は昨年度で193名実績で上がっております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） これからデータを取って今後につなげるといったところではございますけども、もう1点確認をさせていただきたいと思います。この定期接種に関しては、医療機関に対して手続を進めるといったところで、この帯状疱疹辺りについては申請をしてというこ

とになっておりますけども、今後この辺も医療機関に対して手続を行うのか。そして、この申請をしてどれくらいでお金が返ってくるのか。その辺の想定といいますか、大体どのくらいを目安で考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 淋真也君。

○保健福祉課長（淋 真也君） 償還払いの件でございますけれども、まず2類接種に関しては今後ちょっと協議を行いまして、来年度から窓口での1割負担を進めていくように今から関係機関とちょっと協議をしていきたいと思っております。

任意接種の带状疱疹ワクチンとインフルエンザワクチンに関しては、任意接種でございますので、どうしてもちょっと償還払いでしか費用の負担を軽減することができませんので、今後も償還払いで行っていきますけれども、申請に関しては今オンラインで簡単にできるように手続をしようと思っておりますので、申請はオンラインでしていただいて、大体1か月ぐらを目安に振込手続までできればなということで思っているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 今回のこの負担軽減というところに関しましては、本当にありがたい支援策だなというふうに思っております。どのワクチンも打てれば一番いいんでしょうけど、先ほども言いますように財源に限りがございますので、いろいろデータ等を取って今後につなげるといったところで計画をされるんだろと思っておりますけども、いろんなことを計画をしていただいて、今回のこの補助についてもしっかりと周知をしていただくことになろうかと思いますけども、広報辺りで周知をされるという部分もございますけども、やっぱり球磨村はこういう支援があるんだ、近隣市町村よりも先に進んだ支援があるんだという発信も合わせてお願いをしたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

14ページで、まず一体型校舎の設計業務委託料ということで1億5,700万円というように上がっております。この前全協の中でも、今後県のアートポリス事業の中でいろんなプロポーザルの中で設計もお願いをするということでございます。1億5,700万円の設計費用の委託を、どういうものにどうなのか。この前、県の標準の設計単価といいますか、そういう積算の中でそういうのが出ておるということでございますけども、この1億5,700万円のこういうものにこういうことを作るためにこの金額がいるとか、こういう、図面とかは知りませんが、どうなのにいるのかが分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらの設計業務委託料につきましては、今永椎議員が言われましたように、県の建築家がアートポリスの事業を使って実施をするというようなところで今後取り組んでいくというようなところがございますけども、こちらのほうにつきましては基本設計と実施設計業務、図面の作成等は。そういったところの設計業務に使われるというところで予算を計上しているというようなところがございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 課長、よく質問の内容を聞いてください。この１億５，７００万円は県の標準的なということなんだけど、設計書の中身をお持ちでしょう、多分。設計書のこの１億５，７００万円を出された根拠といいますか。私が言いたいのは、どうすればそういう１億５，０００万円の、どんなのに１億、ありますよね。それをちょっとお知らせくださいということで、今お聞きをしておる、中身を。

○議長（田代 利一君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時26分再開

○議長（田代 利一君） 引き続き、会議を再開します。

永椎議員の質問に、執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 設計の内容ということでお尋ねがっておりますが、先ほど教育課長のほうも申し上げたとおり、基本設計と実質設計というふうに一応分かれておりまして、その中身については設計業務となっておりますが、詳細については設計条件の整理であったり、インフラの供給状況の調査であったり、あとは法令上の諸条件の調査であったり、関係機関との打合せ、実質設計の方針の策定等、あと設計図の作成、そういったものの積上げで実質設計と基本設計になっておりまして、そういった形で積上げのほうがされております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 聞いてもちょっと分かりませんので。ただ言いたいのは、この１億５，７００万円のやつは熊本県の標準の設計ということでございますので、やっぱりこの多額なあれをするので、設計に対してもアートポリス事業を使うにしろ、一般の何にしろ、やっぱりこういう設計に多額の予算を使うのであれば、それはそれなりの成果といいますか、魅力ある学校づくりの中での成果、いろんな今から出てくるんでしょう、魅力ある学校づくりのいろんなご意見等も出てくるんでしょう。

これはまた村長のほうに提言がされると思いますけども、そこでしっかりとした、子ども達に

とっても地域にとっても球磨村にとってもいい一体型の校舎にしてほしいなというのが私の思いでございますもんですから、この1億5,700万円を使ってというのもあります。

ちょっとすいません、じゃあこれは教育課長ですかね、この1億5,700万円、この設計に対して補助といいますか、学校を造るのに補助とか何かはあるのかどうか。あるかないかだけでよいです。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらにつきましては、補助の経費としては対象外ということで、補助の対象となりません。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。それでは、先ほど言いましたように、ぜひこの多額の予算を使っていきますので、先ほどありましたようなボーリング調査等々もしっかりと、どういう目的のために、どういうことをするためにというのを普通やっぱり考えながら予算執行していただければと思います。

議長、続けて関連でよろしゅうございますか。

○議長（田代 利一君） はい。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 先ほど高澤議員からご質問がありました今度の台湾への調査派遣業務につきましては対象者が6年生、7年生、8年生。その中で英語検定の5級をお持ちの方が望ましいとなっておりますけども、何名ほどいらっしゃいますか。

○議長（田代 利一君） 教育長、大瀬克彦君。

○教育長（大瀬 克彦君） 5級につきましては、14名です。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 全部でですね。

○教育長（大瀬 克彦君） はい。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 先生、何年生何年生分かりますか。……よかです。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） じゃあ、6年生、7年生、8年生で15名の方が英語検定の5級をお持ちだと。先生、英語検定5級をお持ちの方は日常どういうぐらいまでの英語的な能力、どういうぐらいまでの方が英語検定5級でございますか。

○議長（田代 利一君） 教育長、大瀬克彦君。

○教育長（大瀬 克彦君） 失礼します。

日常の会話と言いましても、挨拶であるとか、あるいはお礼であるとか、簡単ないわゆる中学校1年生の教科書に出てくるような内容ではないかと思います。

ただ、5級という級を取得していなくても5級相当の子ども達、つまり英検の試験は受けてい

ないがそれ相当の力を持っている子ども達もいるというふうに考えております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） オーディションをされます。そのときに、日本語のことを今度英語でのということも恐らく入るわけですね。今おっしゃるように、英語でされて英語で答えるということでやっぱり日常会話的なことは必要だろうと思いますけども、今おっしゃるように、6年生、7年生、8年生は全て英検5級を持っている、望ましいけども、全て対象ということですよね、対象者については。

○議長（田代 利一君） 教育長、大瀬克彦君。

○教育長（大瀬 克彦君） 望ましいということですので、そこにつきましては全て対象ということになります。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ということであれば、しっかりとしたオーディションの中身で透明性を確保しながら、そこはちゃんと、やっぱり5名しか行けませんので、ぜひそこは透明性を持ったオーディションにご尽力いただければなと思っております。

やっぱり皆さんが行きたいといいますか、そういう漏れる方もいらっしゃると思いますので、今何名が募集されているか分かりませんが、ぜひそういう透明性の中でオーディションを1次試験、2次試験とあると聞きましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、先ほどもありましたように、やっぱりこれは魅力ある学校づくりのために、また今後のグローバル化のために事前の調査をするための事業でございますので、ぜひそこは今後将来的に修学旅行になり得るかどうか含めて。私は、やっぱり修学旅行とすれば、そこはちょっと切り離して台湾に行かれるこのグローバル事業は5名、私はそれは特別で行かせてもいいと思いますけども、やっぱり全てみんなに行かせるような修学旅行については、やっぱりそこはもう1回検討していただきたいな。

なぜなら、英語を話せないというか、話したくても話せない子どもがやっぱり多いので、学問についてはやっぱり教室の中にしますけども、じゃあグローバルの今から社会の中ではしゃべること、そういうのを学校教育で取り入れてしていただいて、その中で本当にできたということであれば台湾でも修学旅行行っていていただいて構わないと思いますけども、まずは事前調査でございますので、今後なり得る可能性も含めということで私も理解をしておりますので、この予算について私は賛成をいたしますけども、しっかりとそこは先ほどの高澤議員の意見も含め、そのままのをお願いしたいなと思います。

いいですか、時間は、まだ。

○議長（田代 利一君） はい。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 村長にお伺いをします。

村長、今度一勝地温泉「かわせみ」の未払い金、第三者弁済でされるということでございます。第三者弁済ですということであれば、以前にもそういうことのどうだろうかということがありましたが、議会に対して明確な、やっぱりこの村の本当の過失があったのかどうかも含め、そういうことがなかったので、どんどん伸びをして今回に至りました。ただ、第三者弁済をするということであれば、相手方が弁済をしなきゃいけないのを村が肩代わりをするということでございます。村が。今現在この相手方の方と折衝を本当そういう話まで、第三者弁済をするということであらうお話しとか何か、弁護士も通じて結構ですけども、されておるのかどうか、ちょっとお伺いをします。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 最後の部分の、相手の弁護士、トラックセッション側とそういうことの接触はございません。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 今永椎議員がこの第三者弁済、非常にシビアな部分だと思っています。誰を責めるわけではございません。過去の課題・問題に対して解決に向けた一つの手段であります。私が思うに、前政権の中でこれは第三者弁済も含めて検討するべきではないかと議会はずっと言い続けてきています。法の解釈によって、第三者弁済はできるけれどもしないという判断では執行部はございませんでした。そもそも第三者弁済はできないという判断でした。

政策審議監にお聞きします。当時、幾つかの課題があったはずですが、問題が。現政権になって、例えば千寿園の駐車場の問題、これも法にのっとって無償貸付けという理解をされた中で、今回議会は有償でなければ基本有償、その中でどう減免をするのかというところで今回有償という中で９割減免と。それぞれの法の解釈によってはそれぞれの考えは成立するだろうと思います。私達がどうしても、私自身が理解できないのは、こういう形で法の解釈によって非常に住民の方々の賛否もあるだろうとは思いますが、今回第三者弁済ということで５００万円計上してあります。

その当時、この問題に対して法の解釈によって第三者弁済方法は可能だけでも、当時の執行部においては補償はしないという解釈であれば成立すると思いますが、当時は第三者弁済はできないという説明がずっとされておりました。これは、本来は政策審議監の立場からすると、もちろん球磨村の行政運営にとって非常に大事な役割を果たしていただいているというふうに思っております。

本来であれば、この行政運営の中でそれぞれの執行部の考えあるいは進め方によって、法の解釈の正当性はこういう正当性があるんですよとか、条例の解釈はこうなんですよ、だからこうい

うような解釈に基づいて進めていったほうがいいんじゃないかという提案、あるいは方向性の修正をかけるのも政策審議監の役割だと私は思っております。当時、今ご指摘があっているような「かわせみ」の問題あるいは山村の問題あるいは千寿園の問題等々において、その当時政策審議監おられたと思うんです。今回、こういう形で第三者弁済を予算化することに対して、これまでと現在という分の認識、考え方についてお伺いをしたい。

○議長（田代 利一君） 政策審議監、門垣文輝君。

○政策審議監（門垣 文輝君） すみません、お尋ねいただきました。

今回の第三者弁済の件でございますけれども、現在の交渉条件等は私の詳しくは、最新の情報は知りませんが、確かにこのようなケース、第三者弁済というのはかなりレアなケースだと思っております。これをするというのは。

しかし、かねて再建者である村内の事業者の方々の求情を踏まえて、多くの議員の方からご意見がございました。助けるべきではないかと。そういったいろんなご意見がございました。そういったことを踏まえて、今回村長が重い決断をされたのかなというふうに考えております。

昨年度、前村長の執行部として、当時の総務課長のほうから、第三者弁済の方法はあるけれども支払いが困難といった回答をさせていただきました。その後、今回大岩村長になられまして、村長のほうから条件を整えろというような前提のお話になって、今回このような提案になったのかなと。そういった前裁きのほうが整えば、本件の第三者弁済というのが進んでいくのかなというふうには考えております。

ただ、これ先ほども言いましたけれども、大変レアなケースだと思います、第三者弁済というのは。これまでの議会のほうからもいろいろ要所要所で重要な判断をされて、執行部のほうにいろいろご提案があつたかと思います。ですから、本件もかなりレアなケースですから、いろいろと慎重なご審議をお願いしたいなとは思っております。なかなか、これがいいって本当にいいかどうかという面はかなり難しいと思いますけれども、いろいろなご意見があつて、踏まえてこういうような今回決断、ご提案があつたのかなというふうに私は考えております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 本当、以前はできないというか、その3つ方法があるということでの第三者弁済もありましたが、その時には今おっしゃるようにしないということだったんですよね。条件が整うかどうかということもありましたので、何かしないというような方向であつたかと思います。（「責任がない」と呼ぶ者あり）そこはどうやったですかね、多分しないということだった。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） お答えをさせていただきます。

まず、未払いが分かった時点で、その未払いについてどうするかということで弁護士さんのほうにも支払い方法はあるのかなのかということでお聞きをした時に、3つあるということで、第三者弁済、債務引受け、または補助金で払う方法もありますよということで、そういうお話を頂いたところです。これを役場の中での協議をして、払う方法はあるんですけども、やはりあくまでもこれはトラックセッションが起こした未払いである、債権であるということで、それをやっぱり税金のほうからは支払いはできないんじゃないかという職員の中の意見でございました。

やはり、そういうふうにしていた中で年数がたってきてまして、村の事業者の中でも100万円、200万円の債務、未払いがありまして、中には借金をしてそのお金を払っておられるという事業者もおりますので、やはりそこには村としてご苦労をかけることは、指定管理を決定した村としてそこは解決すべきではないかということで村長と協議をした時に、この第三者弁済が可能であれば今回予算を組んで解決していくというところが今回の補正予算の流れでございます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） もちろん大岩村長の大きな苦渋の結果だろうと。もちろん村民の方々が、従業員も含め、そういう誠意を村も示さなければならないと思っております。これが、もちろん一般財源、皆さんから頂いた大事な税金で肩代わりをすると。先ほどトラックセッションとは接触はできていないと。今回これ予算化して議会は何が担保になるのか。そこは、今日傍聴にも来られておりますが、賛否はあると思います。もちろん、住民監査請求も視野に入れながら、シビアな部分ですけども、いかなければいけないと思います。

議会もその責任、あるいは当時のプレゼンをしてトラックセッションに決めた賠償責任も含め、道義的な責任も含め、本当にこれを第三者弁済をした後、どのように行政が折衝して回収に努めていくのか。ここが、一番重要だろうと思います。これを今の段階でなかなかお会いができていない。相手も弁護士を立てて向こうのペースでやっておられるということは、非常にこの回収、少なからずやはり取れる分はしっかりと取らなければいけないという前提の中で先行してこの第三者弁済をするわけですので、より具体的にどのようにどういう形で回収に努めていくのかということを確認してもらわないと、恐らく時間だけ過ぎて今回この議会の中での提案理由の説明の中で第三者弁済という形で言われておりますので、恐らくここをスルーしていくことはやっぱり議会としていけないだろうというふうに思っています。

やはりそこをしっかりと村長、今回提案されるのであれば、どのようにしてどんだけの期間の中でどういう結果を求めていくのかということを明確に、分かりませんよ、会えるか会えないのか分かりませんが、議会とするとやはりその担保がなからんと非常に厳しいんだらうと思います。住民の方々も多分見られておりますので、そこら辺についてお伺いをしたい。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今回予算を組ませていただきましたけれども、これをお認めいただいたところでどういうふうに動きになるかということの過程ですけれども、まず相手方も弁護士さんのほうに再建、破産宣告の手続を今されているところでございますので、相手方も弁護士さんがそれを進めていくということで行われております。

1回まだ破産の手続の前に、村から払うこともできないのかなということでお話をしたときに、払うことはできるけれども、全額どれだけ回収できるかというのは難しいかもしれませんよということでお話を頂いた。また、弁護士費用も本当にそろうかどうかということもありますけれども、この前お話をしたときにはまだあと1か月分とか2か月分で裁判費用のほうはそろうということで、それを待って手続のほうに移していくということでもございましたけれども、それもあと2、3回は打合せをするということでしたので、早くても7月、8月ぐらいになろうかと、裁判が始まるのは、ということでもございましたので、それを待ってということではございませんけれども、うちのほうも第三者弁済をすることで求償権が発生しますので、相手方に請求を求めていくということもございます。

また、これは第三者弁済ということですので、うちとそれから相手方の弁護士になります。それと事業所、この3者間で確約書といいますか、それを結ばなければできませんので、相手方にもそういうふうに機会を求めながら第三者弁済を村のほうでやりますので、あとはもう村が業者に代わって請求していくということになろうかと思っておりますので、村のほうで責任を持って相手方にはしっかりこう返済を。裁判の結果がどうなるかもありますので、そこを見極めながら。うちのほうもちょっとなかなかそういうところのまだ経験がございませんので、弁護士さんを通していろんなアドバイスを頂きながら、回収のほうには努めていきたいと思っております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ということであれば、向こうの弁護士さんとうちの弁護士さんは接見ができるんですね。ここが、私達が直接本人さんにはできないけども、トラックセッションの彼は名前は分かるけども、できないけども、弁護士さんと弁護士さんを通じての接見というのはできるんですね。

どこまでがその制約があるんですか。もう相手方が破産宣告をしたなら、この前のお話では何も手出しができないじゃないけど、何かそういうご説明のようだったんですが、そこをちょっとまた。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） まだ破産手続には進んでおりませんので、またうちのほうからも相手の弁護士さんのほうにはやり取りができるということもございますし、うちのほうもそういう経験といいますか、どうしてもそれを取っていくときに経験がございませんので、うちから

この弁護士さんを通じて弁護士さんとのやり取りというのも可能なかなと思っておりますけども、そこはちょっと相手方の弁護士さんとまたうちのほうで話をしてから、うちのほうの弁護士さん（ ）というのは考えております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） じゃあ、まだその破産宣告をする前であれば、そのトラックセッションの彼にはうちは会えるんじゃないですか。向こうの弁護士さんじゃなくて本人さんに。そういう説明じゃなかったですかね。破産宣告の手続をするので、そうだった場合はその相手の人にはできないけども、今の説明ならまだ今からされるんでしょう。ということは、本人さんに会えるんでしょう。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） ちょっと前も１回ご説明をさせていただいたんですけども、相手方の弁護士さんが株式会社トラックセッションの代表者からそういう依頼を受けて受理をしまったということで、全て弁護士さんのほうに、それからの先の手続については弁護士さんにやってくださいということで通知が来ておりますので、あくまでも本人さんに会えたとしても、なかなか今の状況で回収ができるかというのは難しゅうございますので、やはり弁護士さんとのやり取りの中で弁護士さんから押さえられるような債権については全部押さえて、それから参加していくというところの流れになってこようかと思っています。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 分かりました。向こうの弁護士が会ってくれるなよということなことやったんですね。なら、村長、ぜひ先ほどありましたように、やっぱりもう本当これは言われるように村民の大切な大切な公金です、税金です。ただ一方では、その未払い金にやっぱり苦しんでおられる債権者の方がいらっしゃいます。特に、従業員の方もいらっしゃいます。

今回この公費を使って支払うということで、やっぱりそこを考えた時にみんなも本当にしてほしいなと思うんですが、村長、これはうちの弁護士かこっちからその相手方の弁護士を通じてもよかですけども、第三者弁済に対してやっぱり証文というか、できる限りやっぱり村の税金ですので、ぜひその証文辺りを作ってその確約はやっぱりしとかないといけないんじゃないかなと思います。

そのできた部分について、先ほどどのくらいできるか分からんということでご説明あったならば、直接できるなら相手の弁護士さんにうちの弁護士さんでしようたい。して、やっぱり証文、第三者弁済をする、大切な大切な公費から税金からするから。でも、本当はそのトラックセッションが払わないと。そこを肩代わりするとやって、その何か証文というか、そういうのはやっぱり打つとかないといけないんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） トラックセッション側と村との直接的な締結というのは、覚書的なものが今直接取れるか分かりませんが、先ほど蔵谷課長のほうが申しました3者の合意書といえますか確約書、これについては一応取ることにはなると思います。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 確約書ですけど、これ弁護士を入れて、破産をされて、恐らく財産を負債と相殺して、マイナスになった場合にはもちろん回収は不可能という線も見えているわけですね。もちろん今破産をされておりませんので、破産を多分されると。行政として、要はもう破産した場合に取れるものというものはないわけです。

そうなった場合に、住民の方々が、今回いろんなそういう形で議決をした場合に恐らく議会の責任も発生するだろう。もちろん前政権のこれは課題であったわけですので、村として前政権に対する賠償責任も視野に入れて回収に努める。もちろん議会にも責任はあります。指定管理委託料恐らく三千何百万円はその時に議決をして、今回こういう形になってしまったという。

そうなった場合に、もちろん大きな動きがあった場合に議会の責任と、あるいは現政権、前政権とでのこの500万円をどういうふうに村に返済をしていくのかということも考え得るのかなと思っております。今回議決した後に、支払いをする。覚書、確約も含め、何の効力もないわけです、お手上げすれば。ただ取決めをするだけで。もうトラックセッションは破産するわけです。それだけでいいのかという。ほかに方法はないんですか。……よかです。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 要は、破産して、差し引いて財産が残って、仮に1万円、10万円、もちろんこれ第一債権順位というのが多分出てくると思います。ほかのところにもお金を借りているでしょう。そうなった時に、行政が順位としてどこに入ってくるのか。これは、これ債権何とか委員会ですよ。もちろんそれぞれ10社あれば順位があって、何%ずつ振り分けて、恐らく3千円とか2千円かもしれない、回収できるのは。

そういう努力はやっぱりしなければいけないという中で、その確約を3者との、したとしても効力がないけれど、それがきちとなってから第三者弁済の予算の執行をするとか、そういうところはどのように。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 裁判があって、債権の差押えとかがいろいろあるかと思いますが、順位としては公債権が1番になってきますので、うちの今回の債権については最後のほうになってくるということで、なかなかこの回収についてはどれだけの財産を持っておられるかというのは私達も調査ができませんので分かりませんが、その中でどれだけ押さえて村

のほうに返ってくるかについてはちょっと厳しい部分もあるかと思います。

ただ、何もしないままにこのままほかの方法というのなかなか今は考えられないところもございまして、今のところ考えられる最善の事業所の救済というところではないかなと思っていますところでは。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 村長に確認です。もちろん今回の第三者弁済という考え方が、救済をする。もちろんずっと未払いになっていた分に関するこの支援というか、安定的な生活を送るために未払い分をしっかりとするという予算の下で我々は議決にやっていくというところ、切り離してというところの考えなのか、そこはどのように。まずは救済という第一目的をクリアするための第三者弁済なのか。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） この案件につきましては、私に代わりまして積み残した大きな課題というふうに思いました。これを私なりに解釈する中で、やはりトラックセッションをまず選定した。そして、途中の運営状況の指導・監督の立場に村があった。そして、最後事業がうまくいかなかった時に議会から未払い金はないのかというお話があった。そういった中での十分な対応が不十分であったと。最後、事業がうまくいかなかった時点でそこをしっかりと押さえれば、ある程度未払いが防げたんじゃないかというようなところは、私はそういうふうに理解しております。

そういった村も一定の責任があって、これをこの事業者、村民そういった方に全てをかぶせるというのはこれはどうかなということで、こういう現状を踏まえた時に弁護士のほうにもう本当の中立、客観的に村としての立場、どういうふうな立ち位置でこれに対応していけばいいかといった時に、第三者弁済ということで払うことも全然問題ございませんと。そして、また三者のあれもありますけども、最終的な取れないリスクもございまして。これは、一定の村の責任というものもあって、もう取れなかった部分については仕方ないところもあると思います。取れないという見込みの中に、村民で全部かぶれというのは、村に幾らかでも一部でも、瑕疵とは言いませんけど、責任があったにもかかわらず、村民だけにかぶせるというのはいかがかということで、今回第三者弁済という取る方法を村としては取らせていただきました。

ぜひこれでご承認いただきたいと思います。

○議員（５番 高澤 康成君） 分かりました。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。嶽本孝司君。

○議員（６番 嶽本 孝司君） １４ページをお尋ねします。よろしいですね。

学校の建設費のこの設計業務委託料１億５，７００万円というかなり高い金額だなということ

で、これは総工費が28億5,000万円ですかね、それに対する1億5,700万円。先ほどから説明がありましたが、基本設計と業務設計とおっしゃいましたですけど、これに文言は書いてないんですけど、この設計管理業務入ってるかどうかというふうにお尋ねしたいんですが。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらの設計業務委託のほうには、設計管理業務のほうは入っておりません。

○議長（田代 利一君） 嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 分かりました。一般的な（ ）、出さなきゃいけないかなと思います。

もう1点だけお尋ねします。13ページで、産業振興対策費、節でいきますと14番、工事請負金173万6千円、これ仮の直場所を造るというようなことで、設備工事費上がっておりますけど、給水設備はあるけどというお話だったんですけど、排水設備のほうはあるのかどうかお尋ねしたい。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） この中には書いておりませんが、以前あそこにJ Aがあった時に浄化槽があったというふうにお伺いをしているところです。

ただ、その正式な確認はしていないところでございますけれども、あったというところでお聞きしておりますし、今後トイレとかも設置しなければなりませんけれども、そういうふうときには仮設のほうも考えられるのかなと思っておりますので、そういうところで対応させていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（田代 利一君） 嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 浄化槽が私もあるのかないかそこが大変心配ですが、もしあればもうそれでよろしいかというふうに思うんですが、今から確認だと思うんですけど、何人槽というか、それが足るのかなというのも合わせて確認をお願いというか、そういうのが出てくるかなというふうに。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

どうでしょうか。（「行きましょう」と呼ぶ者あり）もうしましょう。

日程第8. 議案第48号 令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第8、議案第48号令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第49号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第9、議案第49号令和8年度球磨村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とします。

ご審議願います。嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 今回の580万円ぐらい値上がったと思うんですけど、全協で説明がございました水篠のところの水道配管の書き替えということだったと思うんですけど。そこでお尋ねなんですけど、水道管の圧でお尋ねしたと思うんですけど、減圧弁をつける場合が出てきた時にはどうされるかというのを全協でもお話したと思うんですけど、あれから以降検討をされましたでしょうか。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 全協でお尋ねあったとき、圧が強いというところで、箇所というところで先般ちょっと池下と淋のほうのやっぱりどうしても圧が強うございますので、基本的には全部量水器の前に直前で圧を落とすという減圧の装置をつけておりますが、どうしてもそれでも本管への圧が強すぎるということで、今本管への地区に入る前に減圧できないかというところで検討のほうをしているところでございます。

○議長（田代 利一君） 嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） そうしましたら、池下ばかりじゃなくて、村全部の、一勝地なら一勝地の簡易水道の本管、そういうのをもう1回確認できませんか。そういう形をして、ここに住宅辺りに分岐されるときにはそれが支障ないように、大本のほうに減圧弁をこれは村のほうでやるということでよろしいですね。分かりました。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議員派遣について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第10、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することになりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第11. 閉会中の継続調査について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付した申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本会議において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長（田代 利一君） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年第4回球磨村議会定例会を閉会します。お疲れでした。

午後0時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員